

令和6年第12回

# 荒川区教育委員会定例会

令和6年6月28日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和6年荒川区教育委員会第12回定例会

- |        |  |   |
|--------|--|---|
| 1 日 時  | 令和6年6月28日  | 午後2時00分   |
| 2 場 所  | 特別会議室  |   |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員   | 高 梨 博 和<br>小 林 敦 子<br>繁 田 雅 弘<br>長 島 啓 記<br>坂 田 一 郎   |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>教育施設課長<br>教育施設管理課長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>ゆいの森課長<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>田 中 欣 也<br>井 上 千 恵<br>渡 辺 裕 登<br>下 条 知 淑<br>杉 山 茂<br>青 谷 宗 彦<br>齋 藤 一 幸<br>吉 田 夏 彦<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 報告事項

- ア 区立幼稚園の預かり教育の拡充について
- イ 「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・「あらかわ小論文コンテスト」・  
「あらかわお弁当レシピコンテスト」の実施について
- ウ フリースクール等を利用する児童生徒への支援の実施について
- エ 伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）について
- オ 荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について

( 2 ) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和6年第12回定例会を開催します。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、繁田委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

3月15日開催の第5回定例会及び3月29日開催の第6回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認いただいたところでございますが、本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、承認といたします。

4月12日開催の第7回定例会及び4月26日開催の第8回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。

次回の定例会で承認についてお諮りしたいと考えてございます。恐縮ですが、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いします。

それでは、ただいまから本日の議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。

本日は、報告事項5件となっております。

初めに、報告事項ア「区立幼稚園の預かり教育の拡充について」を議題といたします。渡辺学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、学務課より「区立幼稚園の預かり教育の拡充について」御説明をします。

まず、ポイントでございます。

現在、日暮里幼稚園でモデル実施をしてございます区立幼稚園における預かり教育の拡充につきまして、令和6年度末の区立幼稚園3園の閉園に併せまして、日暮里幼稚園に加え、令和7年度より区立幼稚園3園において前倒しで実施するものでございます。

続きまして、項番1の現状でございます。

令和元年度よりモデル実施しております日暮里幼稚園における預かり教育でございますが、令和4年度に公表しました「荒川区立幼稚園の方向性」により、区立幼稚園の再配置後の令和9年度より全4園で実施することとしてございました。しかし、既に実施しております日暮里幼稚園における預かり教育を利用したところのある園児の割合が昨年度末で約83%に上り、未就学利用につきましては利用定員に達する日も多いことから、預かり教育に対する必要性並びに保護者ニーズは非常に高いものと認識してございます。

続きまして、項番2の対応策でございます。

預かり教育に対する保護者ニーズ及び「区立幼稚園の方向性」でお示ししました令和8年

度末より早い令和6年度末に、区立幼稚園3園、具体的には、南千住第三幼稚園、尾久幼稚園、東日暮里幼稚園が閉園になりますことから、区立幼稚園の再配置に併せまして、預かり教育の拡充を令和7年度に前倒しした上で、モデル実施の日暮里幼稚園に加え、新たに区立幼稚園3園、南千住第二、花の木、尾久第二幼稚園の計4園に拡充して実施するものでございます。

続きまして、項番3の実施概要でございます。

(1)の新規実施園でございます。

新規実施園は、項番2の対応策で御説明のとおり、南千住第二、花の木、尾久第二幼稚園で実施します。日暮里幼稚園につきましては、令和元年度より既に実施済みでございます。

(2)の預かり教育の実施期間及び時間等でございます。

預かり教育の実施期間につきましては、長期休業中を含め、区立幼稚園の開園日に実施をしますが、土日、祝日等は実施いたしません。

実施時間につきましては、平日は通常の教育課程が終了するおおむね午後2時から午後6時までの実施となります。長期休業期間中は、午前9時から午後6時まで実施をいたします。

利用定員につきましては、月額利用者につきましては1園当たり定員25名、一時利用の日額利用につきましては1園当たり定員10名を予定してございます。

利用料金につきましては、月額利用が、保育料、月2,800円、おやつ代が月1,300円となります。

日額利用につきましては、保育料が1日330円、こちらは長期休業期間中の保育料は1日760円となりまして、おやつ代は1日70円となります。

なお、保育料につきましては、幼児教育無償化の制度の関係上、保護者の申請に基づき、教育委員会で保育の必要性を認定した場合は、保育料は無償化の対象となります。

なお、おやつ代につきましては、無償化の対象外となりますので、実費負担となります。

御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

坂田委員 この預かり教育の体制ですけれども、幼稚園の再編の中でそういった体制が組めると判断されたという理解でいいでしょうか。

学務課長 委員のおっしゃるとおりで、幼稚園の再配置に基づきまして、職員の異動等も含めて体制が取れるという形で、そのような判断をさせていただいてございます。

坂田委員 分かりました。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

繁田委員 一つ教えていただきたいです。「保育の必要性の認定(新2号認定)」とあるので

すけれども、これはどのような基準というか、目安か教えていただけますか。

学務課長 新2号認定につきましては、今回で言えば、預かり教育に当たる部分の就労等で保育が必要だという認定になりますので、この場合ですと、週3日、1日4時間以上の就労に該当する保護者と、あとは病気や介護など、そのような理由がある方につきましては、この認定がされる形になってございます。

繁田委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょう。

長島委員 日暮里幼稚園でモデルで実施したという、その状況ですけれども、月額利用、日額利用、夏休みなど長期のときにもやっているわけですよね。大体同じような感じで推移しているものなのですか。それとも、何か少し違ったりはするのですか。どのような感じなのでしょう。

学務課長 利用状況につきましては、月額につきましては、現在、定員の25名の御利用がある状態です。

利用ですが、月額で利用されている方は、実際に働いている時間、例えば午後4時までであれば、4時まで働いて、その後、お迎えに来る時間という形で利用されて、利用人数については25名のときもありますし、就労によって変わりますので、それより少ないときもあります。

日額につきましては、利用が最近増えておりまして、理由としましては、3歳児のお子様が入園当初はあまり利用されていないのですけれども、次第に園での生活に慣れるに従って利用するというケースが増えてございます。あと、長期休業中も利用される日額の方も多い状況でございます。

以上でございます。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員 この預かり教育ですけれども、必要性が高く、利用したことがある園児が83%です。ニーズがあるのだなと思われました。預かり教育は、通園中の幼稚園に預けるという形ですが、やはり保護者としても安心して利用できる制度だと思っております。

ここにあります尾久第二ですけれども、先日、尾久第六小学校のときに訪問させていただきました。とても教職員の方々が熱心に指導されていまして。子どもたちも伸び伸びとしていて、そういったところで子どもを預かってもらえるというのは非常に素晴らしいことですね。

一方で、働き方改革ということもありますので、そういった負担も配慮しながら、進めて

いただけると非常にいいかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

学務課長 貴重な御意見ありがとうございます。

職員の体制につきましても、預かり教育がしっかりできる、きちんとお子さんが見られるような形の職員体制、正規教員も含めて、預かり教育を見られる体制を日暮里幼稚園でも整えてございますので、今後広げる際につきましても、そのような人員体制を取っていく考えで、教育委員会としては進めていく予定でございます。

小林委員 よろしく申し上げます。

教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、本件については報告了承とさせていただきます。

続きまして、報告事項イ「『荒川区図書館を使った調べる学習コンクール』・『あらかわ小論文コンテスト』・『あらかわお弁当レシピコンテスト』の実施について」を議題とします。教育センター杉山所長、説明をお願いします。

教育センター所長 「『荒川区図書館を使った調べる学習コンクール』・『あらかわ小論文コンテスト』・『あらかわお弁当レシピコンテスト』の実施について」御報告をさせていただきます。

ページは5ページを御覧ください。項番1、項番2については、教育センター所長から、項番3につきましては、学務課長から御説明をさせていただきます。

まず、項番1の「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」でございます。

募集対象者につきましては、荒川区小・中学校児童生徒でございます。

募集作品につきましては、区立図書館及び学校図書館の資料、情報を活用し、自分の課題について探究し、考えや思ったことをまとめた作品でございます。

表彰につきましては、記載のとおりでございます。

審査員につきましては、一次審査、二次審査ございまして、記載のと通りの審査員で行うものといたします。

では、項番の2、「あらかわ小論文コンテスト」について御説明をさせていただきます。

募集対象につきましては、荒川区立小・中学校児童生徒でございます。

募集作品につきましては、本を通して感じたことや考えたこと、調べたこと、体験したこと、探求したこと、感動したことなどを自分の意見を相手に伝える小論文。小学校5年生以上につきましては、複数の本を対象にすることを推奨してございます。

表彰につきましては、記載のとおりでございます。

(4)の審査員につきましては、一次審査については記載のとおりですが、最終審査につ

きましては教育委員の皆様にも御協力いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願い致します。

私からは以上でございます。

学務課長 3番、「あらかわお弁当レシピコンテスト」について御説明します。

募集対象につきましては、区内在住、在学している小中学生及びその保護者でございます。

募集作品につきましては、小学校1年生から4年生までは「親子で作る」、親子で考えたお弁当レシピを実際に調理しまして、その写真を応募するものでございます。

小学校5年生から中学生については、「子どもだけで作る」ものでございます。自分で考えたお弁当レシピを実際に調理しまして、その写真を応募するものでございます。

表彰につきましては、記載のとおりでございます。

審査員につきましては、最終審査で教育委員の先生方に御協力いただきますので、よろしくお願いいたします。

今後の予定につきましては、表彰式を令和7年1月10日に予定してございます。

御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

表彰式については、教育委員会の後を予定してございます。教育委員の先生方には、表彰者、プレゼンターとしても御出席を賜られればと思っております。確認ですけれども、1月10日、表彰式はゆいの森でやるのでしょうか。昨年度、ゆいの森でやって、とてもよかったですから、今日、ゆいの森課長もいますけれども、ぜひ1月10日、ゆいの森で会場を確保させていただければと思います。

あと、杉山所長、調べる学習について、チャレンジ講座はもう始まっているのですよね。

教育センター所長 はい。

教育長 その点について、教育委員の先生方に御説明願えますか。

教育センター所長 調べる学習チャレンジ講座というのを先週からやっております。内容としましては、調べる学習コンクールに向けた取組を短時間の中で学んでいきます。ゆいの森の図書館を使わせていただきまして、そこで学校司書、それからゆいの森の司書と協力しながら、子どもたちが調べたものをまとめていくという作業をしております。毎年かなり倍率が高くなりまして、一番高い倍率ですと7倍の倍率で、参加率が大変高いというところがございます。

教育長 親子で参加しているのですよね。

教育センター所長 はい、低学年は親子で参加してございます。

教育長 今年度の募集に当たっても、既にかなり頑張ってお応募しようという子どもたちが大勢

いますので、先生方には小論文とお弁当レシピですけれども、御審査よろしく申し上げます。  
長島委員 そのチャレンジ講座は、例えばこのようなテーマでなど、どのような感じで進んでいるのですか。

教育センター所長 チャレンジ講座の内容ですけれども、基本的に、学校図書館、または図書館で調べる方法をまずこちらのほうから子どもたちに教えまして、調べる方法を基に、司書さんにレファレンスをして聞いたりしながら調べていきます。例えば、調べた内容をそのまま書き写すのではなくて、自分でまとめて要約をしながら書いていくということをコンパクトにまとめて教えていくということになってございます。

坂田委員 私の記憶では、たしか去年もこの場で話があったように思うのですけれども、結構重要なのは、どういう問いを立てるかというか、主題を何にするかというところが。それを教えてしまうとコンクールにならないのですけれども、でも主題の考え方など、そういったところは事前の重要なところかなと思うのですけれども。

教育センター所長 おっしゃるとおり、調べるテーマというのはとても大事になりまして、例えば、子どもたちが興味関心のあることからまず調べていくということで、チャレンジ講座では、例えば恐竜を調べたい子は、たくさんの恐竜の中から、恐竜の爪の長さや足の大きさというようなところで調べていく、テーマを探していくということになってございます。

教育長 付け加えさせていただきますと、各学校でも、生活の時間や国語の時間を使って、担任の先生や学校司書の先生方から同じようなことはやっています。子どもたちが調べる学習の基礎を学ぶという形もやっているのですけれども、チャレンジ講座はさらにその発展系ということで、休日に親子で、もしくは子どもたち自身がもっと細かく勉強したい、調べる学習を究めたいということで、参加してくれています。

小林委員 今のチャレンジ講座は、非常にすばらしいと思うのですけれども、個別に調べる方法など、個別対応で教えるという形になるのですか。

教育センター所長 まず、一斉に大人の司書のほうから、調べ方については全体で教えるというところで、その後に個別で調べたい内容についてレファレンスをしていくという段階を踏んでございます。

小林委員 大変にすばらしいと思います。そういった調べる方法など、デジタルコンテンツという形で、将来的に配信するとさらにいいかなと、そのような気もしました。

教育センター所長 本とデジタルコンテンツと融合というところで、そういったところも今後は検討していくということも必要かなと考えてございます。

坂田委員 今、小林先生のおっしゃっているのは多分そうではなくて、調べ方自体を教えているところを例えば動画に撮るなど、そういうことだと思うのですよね。

教え方のうまい人にカメラの前で、別に相手が、子どもがいる必要はないのですけれども、こう調べていったらいいよということをお話してもらって、それを動画として公開するようなことですね。

小林委員 そうですね。

教育センター所長 そういった貴重なチャレンジ講座がありますので、それを各学校に普及するという意味で、そういったことも活用していきたいと思っています。

小林委員 よろしくお祈りします。

教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 特になさいますので、次に移らせていただきます。

報告事項ウ「フリースクール等を利用する児童生徒への支援の実施について」を議題とします。杉山所長、説明をお願いします。

教育センター所長 フリースクール等を利用する児童生徒への支援の実施について御報告させていただきます。

7ページを御覧ください。ポイントとしましては、フリースクール等を利用する児童生徒及びその保護者等に対する経済的支援を新たに実施するものでございます。

項番1、目的でございます。

不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、児童生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童生徒の保護者等に対して、フリースクール等利用に係る費用の補助金を交付するものでございます。

項番2、補助額でございます。

1人当たり月額2万円を上限とするものでございます。年間24万円を上限といたします。フリースクール等の利用料として補助対象経費とします。

複数のフリースクール等を利用する場合につきましては、それぞれに支出する利用料の合計額を補助対象経費とします。

他の自治体等から補助を受けた場合については、その額を減じて得た額とします。今のところ、東京都が月額2万円を上限とするというような補助金を考えてございますので、そちらを対象としております。

項番3、補助対象者でございます。以下の要件のいずれにも該当する方でございます。

(1) 交付申請日の前1年間の在籍学校の授業日のうち、おおむね30日以上在籍学校に登校していない不登校児童生徒の保護者等でございます。

(2) 原則として月1回以上、学校の授業時間内にフリースクール等に通所する不登校児

童生徒の保護者等でございます。ただし、週3日以上開所している施設に通所していることを対象としております。

(3) 交付申請日時点において、不登校児童生徒が通所するフリースクール等の利用料を負担している保護者等でございます。

(4) フリースクール等における不登校児童生徒の様子等について、在籍学校及びフリースクール等が相互に情報共有をすることを承諾する保護者等でございます。

(5) 原則として、申請日の属する前年度の個人住民税及び国民健康保険料を滞納していない保護者等でございます。

項番4、予算額は552万円を予定しております。

項番5、周知方法としましては、ホームページ・スクリーンによる配信等を考えてございます。

今後の予定でございますが、来週7月1日に受付を開始する予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

坂田委員 制度について二つお聞きできればと思うのですが、一つは、東京都も上限2万円なわけですね。そうすると、荒川区に言うか、東京都に申し出るか、基本的にはそういうことになるということですか。上限が同じ2万円ですので、両方からもらう必要はなくて、どちらかに申し出れば、基本的には同じ条件になると、そういうことですか。

教育センター所長 まず、例えば月額4万円がフリースクールでかかっている場合については、東京都が上限2万円、それから荒川区で月額2万円という補助になります。例えば、月額2万円以下でございましたら、どちらから申請をしても大丈夫というところでございます。

坂田委員 2万円を超えると両方に申し出ることが可能になりますと、こういうことですね。

教育センター所長 さようでございます。

坂田委員 分かりました。

もう一つの質問は、フリースクールの定義と、それからどういうスクールがフリースクール、これに当てはまるのかというのは、それは既に把握されているというか、決まっているということなのでしょうか。

教育センター所長 フリースクールの定義等は現在ございまして、不登校児童生徒が家から一歩出る施設ということで、週3日以上開所していれば補助対象とさせていただいております。

教育長 施設要件については、東京都と歩調を合わせている形にしております。

教育部長 補足いたしますと、必ずしもフリースクールではなくても、子どもの居場所のよう

な施設であっても対象にしようという形で東京都もやっておりますので、荒川区としても、そこあまり制限を設けずに、とにかく子どもが外に出て、いろいろな人と交流できるような場所、居場所があれば、それを対象にしようという形にしています。

坂田委員 いいことだと思いますが、それでこの書類を見ますと、「フリースクール等」と記載されているものだと理解しました。

今おっしゃったような趣旨も併せて発信していくというか、そういうことが大事ではないかと思うのですよね。「フリースクール等」なのですけれども、「フリースクール」と書いてありますと、そういうスクール形式のものでないといけないと思いついてしまう方もおられるかもしれませんので、今、部長がおっしゃったような趣旨で支援しますと発信していくことが大事かなと思いました。

教育センター所長 おっしゃるとおり、「フリースクール等」の「等」のところで、フリースペースや居場所でも大丈夫ですよということで、発信をさせていただきたいと思っております。

教育長 ちなみに、杉山所長、一般的なフリースクールの利用料は、教育センターでつかんでいる範囲で、大体幾らでしたか。

教育センター所長 東京都が調べたところ、約4万3,000円がフリースクールの大体平均の月額というところがございます。

教育長 ですから、東京都の補助金額が少し低めですので、東京都の補助額に加えて、荒川区の補助額を御利用いただければ、御家庭の負担もかなり軽減されるのではないかとということで、始めることとした次第です。

そのほか、御質問、御意見等ございますでしょうか。

長島委員 都の制度と区の制度と、二本立てになるわけですよ。例えば、補助対象者の要件など、今も示されていますけれども、都の制度と区の制度で全く同じなのか、多少違いがあるのか、その辺、どうなっているのでしょうか。

教育センター所長 ほぼ東京都の要件と同じなのですが、一部が違うところがございまして、週3日以上開所している施設というところが、まず一つでございます。

二つ目が、(5)の滞納要件です。そこを区としてつけてございます。

あとは、東京都とほぼ同じでございます。

長島委員 週3日以上というのが違うということは、東京都の場合はそうではなくて、3日以上でなくてもいいのですか。

教育センター所長 理由としましては、不登校児童生徒が通いたいときにいつでも通えるような施設がいいということで、週5日以上だとかなりハードルが高いので、週3日以上とさせ

ていただきました。

教育部長 補足させていただいてよろしいですか。

東京都は、恐らく月額平均が4万円少々の中の2分の1ぐらいの補助なのかなという形で考えてございます。荒川区で実際、昨年、フリースクールや居場所に通っているお子さんの状況を見ますと、大体、週2日であれば、2万円ぐらいの月謝といいますか、利用料で済んでいるだろうというのがありましたので、そういう意味で、まず東京都が2万円上限でやっておりますので、そこを超える部分については区として上乗せで、さらに2万円上限で補助するというスキームを考えてございます。ですので、杉山所長からお答えしましたように、2万円を超える部分については、区のほうで補助をさせていただきますし、週3日以上行くようになりますと、大体、利用料が2万円を超えるような形になっていきますので、そこは、では区としても上乗せで補助していきましょと、そういう形で、今、精査、設計してございます。

小林委員 よろしいでしょうか。

予算額が552万円ということで、年間で想定されている児童生徒数は20人ぐらいでしょうか。それが現在の荒川区の状況、不登校の実態等から考えると多いのか少ないのかに関しまして、少しお伺いできればと思っております。

教育センター所長 昨年度がフリースクール等に通っているお子さんが23人でしたので、そこを基に予算額を算定しております。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 とはいっても、基準に該当していて、御申請があれば、予算額を超えても補助対象とさせていただきたいと思っております。「予算をもう使い切っちゃいましたから、1月以降は駄目ですよ」など、そういうことはございません。

小林委員 分かりました。

繁田委員 勉強のために聞きたいのですけれども、これに通ったりすることで、例えば学校の修了判定や卒業判定に少し考慮してもらえるなど、一般論として結構ですけれども、そういうのがあるのかどうか知りたいなと思いましたので、教えていただけますか。

教育センター所長 フリースクール等に通所、通うということになれば、教育委員会、学校として、校長判断の下で出席扱いとさせていただく予定になっております。

繁田委員 もう一ついいですか。フリースクールの中でやっている、参加しているというか、携わっているなどは活動ですかね。そういうのは一応、校長先生なりに準ずる人が内容を評価してということですか。

教育センター所長 必ず校長または教職員がそのフリースクール等に行って、きちんと学習の

内容を確認して、それで出席扱いとさせていただいております。

繁田委員 分かりました。いいですね。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

月曜日に広報を通して周知するのですよね。

教育センター所長 7月1日月曜日にプレス発表をしますので、よろしく申し上げます。

教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、次に移らせていただきます。

報告事項工「伝統工芸技術短期現場実習支援事業(ステップ1)について」を議題といたします。青谷前生涯学習課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 本日、生涯学習課長が不在のため、ゆいの森課長が代理で説明させていただきます。

件名につきましては、「伝統工芸技術短期現場実習支援事業(ステップ1)について」でございます。

ポイントでございますが、令和6年度伝統工芸技術継承者育成支援事業における現場実習受入者(職人)が決定しましたので、現場実習者(研修者)の募集をいたします。

ステップ1についての内容でございますが、伝統工芸技術保持者が伝統工芸技術の修得を希望する者を受け入れ、短期間(最長3か月間)の現場実習を実施し、継承者となることの意味の確認及び素質の検証を行うものでございます。

支援内容といたしましては2点ございまして、保持者の指導料として月額5,000円を支給、実習者への研修手当として、保持者を通して月額3,000円を支給するものでございます。

今回の現場実習の受入者は、額縁の吉田一司さんでございます。

現場実習者の募集方法でございますが、募集期間は7月1日から10月1日まで。

周知方法は、区報、区のホームページ、SNS、ポスター・リーフレット配布等でございます。

現在の伝統工芸技術短期現場実習支援事業の状況でございますが、弟子入り修業中が3名おりまして、長澤利久さん(鍛金)のところには、熊木花帆さん。中村泰士さん(勘亭流・寄席文字・江戸文字)のところには、米澤摩子さん。小川信人さん(木版画摺)のところには、マージーキさん、この3名が弟子入り修業中でございます。

今後の予定でございますが、令和6年10月には受入保持者・事務局による書類選考を行いまして、11月には面接を実施、現場実習者を決定いたします。翌年1月から3月には、

ステップ1の現場実習を開始したいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

坂田委員 担当課長がおられないのですけれども、一度お聞きしてみようと思っていたのは、これは、支援の中身もさることながら、こういう手続、段取りを区のほうが定めて、区が支援する、そういう段取りを踏んでいくことを支援するようになっているわけですね。ですから、例えば受入れを希望される方を区がある種、エンカレッジしながら探す、探し出すなど、そういった仕組みの効果というのがあるのではないかなと思うのですが、その辺、実際にやっておられて、どのように感じておられるのでしょうか。

ゆいの森課長 本事業につきましては、平成21年度から開始いたしまして、現在までに18名が修了しているところでございます。

伝統工芸の職人さんは、やはり募集を個人でしようと思っても、なかなか人が集まらないという話も実際に聞いているところでございます。荒川区という公的機関がやることによって、公的機関がこういった支援事業を行うということは、手を挙げてこの技術を身につけたいという方にも一つ安心というものを提供した上で、申し込んでいただけるものという効果があると考えております。

また、周知の効果としても、区として様々なPR方法で周知しておりますので、よりきめ細かくといたしますが、多くの方にこの情報が届くという効果もあるのかなと考えてございます。

坂田委員 分かりました。

教育長 私から申し上げるのも何ですけれども、実際に弟子入りする方々にとっても、やはり区が仲立をしてくれるということで、安心して弟子入り修業ができます。さらには、よく修業中はただ働きというか、ほとんど収入も得られないというパターンも昔は結構あったのですけれども、その点でも荒川区のこの支援事業については、受け入れていただく方にも、そしてまた実習をされる方にも、区から一定の補助金を支給させていただいており、どちらの方々の経済的な負担も軽減できるという意味ではかなり充実した制度になっていまして、全国でもかなり注目されていますよね。

ゆいの森課長 説明させていただきますと、例えば、当初は上限月額1万円を保持者への材料費補助としてお渡ししていましたが、より保持者の方への負担軽減というところも考えまして、平成30年度には当初の1万円から1万2,000円に増額した経緯もございます。

また、継承者、申し込んだ人への家賃補助として、平成30年度には、修了後に2年間の家賃助成を追加した経緯もあり、保持者、また研修者にとっても本制度をより使いやすくし

ているところでございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

繁田委員 参考にお聞きしたいのですけれども、今回修業されている方というのは、一般的なルールとして、国籍や資格要件のようなものは、何かあるのですか。

ゆいの森課長 今、繁田委員がおっしゃっていた国籍や資格要件などはございません。今回は額縁ですが、前は勘亭流・文字、木版画摺、額縁、鍛金、4項目について募集させていただきました。あえて言えば、熱意を持って職人として真剣にやっていきたいというところが、言わば資格要件だと考えてございます。

繁田委員 今まで、しばらく勉強してお金をもらって、終わったところでどこかの国に帰ってしまったような例はないですか。

ゆいの森課長 実際にステップ1からステップ2、ステップ3と、この三つのステップを踏むわけですが、その途中で親方と話して、自分の考えが違って辞めてしまう方、またほかのことに興味を持って辞めてしまう方も残念ながらいるというのも現状ではございます。

一方で今年7月には、あらかわの伝統技術展が3日間行われます。これまで匠育成支援事業で継承者として修了した3名が実際にブースを出して、技を披露し、そのほか1名が親方と一緒にブースを運営すると聞いてございます。

繁田委員 分かりました。ぜひ選定のときに、意思等を確認していただけるといいかなと思います。ありがとうございました。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

長島委員 支援事業の状況で、弟子入り修業中3名の方が載っていますけれども、このナンバーの2番と3番の方、開始が令和6年1月とお二人なっていますよね。こここのところの記述は、1月に今回と同じステップ1を開始して、3か月が終わって、次の段階に今進んでいますと受け止めていいのですか。令和2年ですので、もうかなり前ですよ。

ゆいの森課長 長澤利久さんのところの熊木花帆さんにつきましては、今、ステップ2の段階でございます。

そのほか、中村泰士さんのところの米澤摩子さん、小川信人さんのマージキさんについては、ステップ1を1月から3月まで3か月間実施いたしましたので、今、ステップ2に進んでいるというところでございます。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

ゆいの森課長 この4月から、ステップ2を実施しています。

教育長 順調にしているのでしょうか。

ゆいの森課長 昨年度は4名の方がステップ1を実施しましたが、この米澤摩子さん、またマ

ージーキさんの2名については、ステップ1を順調にクリアしまして、今、ステップ2で、親方の下で一生懸命頑張っていると聞いております。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 先ほどの青谷課長のお話ではないのですけれども、7月の伝統技術展でこの方たちの先輩である若手職人の方たちをぜひ激励していただければと思います。

それでは最後に、報告事項オ「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について」を議題とします。青谷課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 荒川区指定無形文化財及び保持者の解除についてでございます。

文化財の名称及び保持者でございますが、荒川区指定無形文化財工芸技術、鑄造の菓子満氏でございます。

生年月日は、昭和12年3月25日、87歳でございます。

住所は、荒川区の西日暮里でございます。

この荒川区指定無形文化財に指定された年度でございますが、平成20年度に指定されておりました。

今回、その解除の年月日及び解除の理由でございますが、令和6年6月20日に御逝去されたためでございます。

説明は以上でございます。

教育長 御質問等ございましたらお願いします。

小林委員 菓子満さんには、大変に荒川区がお世話になってきました。ふるさと文化館の前の橋本左内の座像が、たしか菓子満先生であったかと思えます。伝統技術展や、映像で『伝統に生きる』も収録されております。非常に残念に思っております。心より御冥福をお祈りいたします。

ゆいの森課長 ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、橋本左内のさや堂内の座像のほか、今、素盞雄神社に奉納されてますので桃も作成されまして、また昨年度の伝統技術展では、御本人の技術は披露できなかったのですけれども、展示のみをさせていただいたところでございます。

『伝統に生きる』という貴重な映像作品を活用し、菓子さんの今までの技術や功績等々を後世に引き継いでいければと考えてございます。

教育長 菓子満氏におかれては、伝統工芸技術の貴重な専門家としての御活躍と併せて、荒川区の中学校でPTA会長もされて、PTAのOB会でも様々な形で学校教育の御支援もして

いただいていた。本当に惜しい方を亡くされたと考えておりました、心から御冥福をお祈りさせていただきたいと存じます。

それでは次にその他の報告事項ですけれども、教育委員会の日程について、山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 13ページを御覧いただければと思います。今回、日程等についての修正はございません。

ただ、先ほどからお話が出ていますように、次回の7月12日金曜日につきましては、朝から伝統技術展もございますので、併せまして出席をいただければと思っております。

以上でございます。

教育長 これをもちまして教育委員会令和6年第12回定例会を閉会とさせていただきます。

了